

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
1		Cpo	8	40					畜産農業（日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）
		Cpi	8	9					2項に統合
2	畜産農業	Cpo	8	40	8	40	8	30	畜産農業（日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）
		Cpi	8	9	8	9	8	9	統合による名称変更
3	天然ガス鉱業	Cpo	3	4	1	1.5	2	3	
		Cpi	2	3.5	1	1.5	1	2.5	
4	非金属鉱業	Cpo	4	5	1	2	1.5	3	
		Cpi	2	3.5	1	1.5	1.5	2.5	
5	肉製品製造業	Cpo	4	16	4	16	4	16	
		Cpi	1	8	1	6	1	8	
6	乳製品製造業	Cpo	5	16	5	8.5	5	16	
		Cpi	1	8	1	3.5	1	8	
7	畜産食料品製造業（前二項 に掲げるものを除く。）	Cpo	8	16	5.5	11	8	16	
		Cpi	1	8.5	1	5.5	1	8.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cpo	3	7.5	3	4	3	5.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	5.5	
9	寒天製造業	Cpo	3	7.5	3	5.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	2.5	1.5	5.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造 業	Cpo	3	7.5	3	6.5	3	6	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
11	水産練製品製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cpo	3	12	3	7.5	3	12	水産練製品製造業
		Cpi	1.5	8	1	3.5	1.5	8	日本標準産業分類による名称変 更
12	冷凍水産物製造業	Cpo	3	12	3	8	3	12	
		Cpi	1.5	8	1.5	5.5	1.5	8	
13	冷凍水産食品製造業	Cpo	4	12	4	8	4	12	
		Cpi	1	8	1	6	1	8	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
14	水産食品製造業(8の項 から前項までに掲げるもの を除き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。)	Cpo	3	12	3	8	3	12	水産食品製造業(8の項から 前項までに掲げるものを除 く。) ----- 日本標準産業分類による名称変 更
		Cpi	1.5	8	1.5	4	1.5	8	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食品製造業	Cpo	3	12	3	7.5	3	12	
		Cpi	1.5	5.5	1	3	1.5	5.5	
16	野菜漬物製造業	Cpo	3	7.5	2.5	6.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	3	1.5	5.5	
17	味そ製造業	Cpo	4	7.5	4	7.5	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	4.5	1.5	5.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cpo	8	9	4	8	8	9	
		Cpi	1.5	8.5	1.5	3	1.5	8.5	
19	うま味調味料製造業	Cpo	3	8	1.5	8	3	5.5	化学調味料製造業
		Cpi	1.5	6	1	1.5	1.5	5.5	日本標準産業分類による名称変 更
20	ソース製造業	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
21	食酢製造業	Cpo	3	7.5	3	4.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
22	砂糖精製業	Cpo	3	7.5	1.5	5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
24	小麦粉製造業	Cpo	3	7.5	3	7.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	2.5	1.5	4	
25	パン製造業	Cpo	3	7.5	2	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
26	生菓子製造業	Cpo	6	7.5	3	7.5	6	7.5	
		Cpi	1	6.5	1	4	1	6.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cpo	3	7.5	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	4	
28	米菓製造業	Cpo	3	7.5	3	7.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	4.5	1.5	4	
29	パン・菓子製造業(25の項 から前項までに掲げるもの を除く。)	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
30	植物油脂製造業	Cpo	4	7.5	2.5	6	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	5.5	
30項の備考 (1)		Cpo		8					りん又はその化合物を脱ガム剤 として使用するものにあつては ----- 削除
		Cpi							
30項の備考 (2)	米糠を原料として使用する ものにあつては	Cpo		20	4	8		16	
		Cpi							
31	動物油脂製造業	Cpo	2	7.5	2	6	2	4.5	
		Cpi	1	5.5	1	4.5	1	4.5	
32	食用油脂加工業	Cpo	3	7.5	2.5	3.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	4	
33	ふくらし粉・イースト・そ の他の酵母剤製造業	Cpo	3	7.5	2	3	3	5.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	5.5	
34	穀類でんぷん製造業	Cpo	3	10	3	6.5	3	10	
		Cpi	1.5	8	1.5	3	1.5	8	
35	めん類製造業	Cpo	3	7.5	3	6.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
36		Cpo	3	7.5					こうじ・種こうじ・麦芽・もや し製造業 ----- 削除
		Cpi	1.5	5.5					
37	豆腐・油揚げ製造業	Cpo	5	7.5	4	7.5	5	7.5	
		Cpi	1	5.5	1	4.5	1	5.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
38	あん類製造業	Cpo	5	12	3.5	12	5	12	
		Cpi	1	8	1	4	1	8	
39	冷凍調理食品製造業	Cpo	8	9	4	8.5	8	9	
		Cpi	1	8.5	1	4.5	1	8.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	Cpo	4	7.5	2.5	7.5	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	4.5	1.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	Cpo	3	8	2.5	5.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	3.5	1	2	1.5	3.5	
42	果実酒製造業	Cpo	3	4	1.5	2.5	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	2.5	1.5	3.5	
43	ビール製造業	Cpo	3	4	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1.5	2.5	1.5	3.5	
44	清酒製造業	Cpo	3	4	1.5	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	1.5	1.5	3.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cpo	3	4	2	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	1.5	1.5	3.5	
46	インスタントコーヒー製造 業	Cpo	3	4	2.5	3.5	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	3	1.5	3.5	
47	配合飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
48	単体飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
49	有機質肥料製造業	Cpo	2	3.5	1.5	3.5	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
50	たばこ製造業	Cpo	2	3.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
51	生糸製造業（繊維工業で副 蚕糸精練工程に係るものを 含む。）	Cpo	2	6.5	2	6	2	5.5	器械生糸製造業
		Cpi	1	4.5	1	4	1	4.5	統合による名称変更
52		Cpo	2	6.5					座繰生糸製造業
		Cpi	1	4.5					51項に統合
53		Cpo	2	6.5					玉糸製造業
		Cpi	1	4.5					51項に統合
54		Cpo	2	6.5					生糸製造業（51の項から前項に 掲げるものを除く。）
		Cpi	1	4.5					51項に統合
55	繊維工業（51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維 製品に係るものを除く。以 下同じ。）で整毛工程に係 るもの	Cpo	2	6.5	2	4.5	2	5.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
56		Cpo	2	6.5					繊維工業で副蚕糸精練工程に係 るもの
		Cpi	1	4.5					51項に統合
57	繊維工業で麻製織工程に係 るもの	Cpo	2	6.5	2	4.5	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	4	1	4.5	
58	繊維工業で毛織物機械染色 整理工程（のり抜き、精練 漂白、シルケット加工その 他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程 （以下「染色整理工程付帯 加工処理工程」という。） を含む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整 理工程（染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。）に 係るもの（前項に掲げるも のを除く。）	Cpo	2	6.5	2	5.5	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色 整理工程（染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。） に係るもの	Cpo	2	6.5	2	6	2	5	
		Cpi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程（染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	2	5	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	
62	繊維工業でニット・レース 染色整理工程（染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	1.5	4	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
63	繊維工業で繊維雑品染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの	Cpo	2	10	2	5	2	9	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	4.5	
64	繊維工業で不織布製造工程 に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	6	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
65	繊維工業でフェルト製造工 程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	3	
66	繊維工業で上塗りした織物 及び防水した織物製造工 程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料 製造工程に係るもの	Cpo	2	6.5	2	3.5	2	3	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	3	
68	繊維工業(55の項から前項 に掲げるものを除く。)	Cpo	2	6.5	1	3.5	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
69	一般製材業又は木材チップ 製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	一般製材業
		Cpi	1	2.5	1	2.5	1	2.5	統合による名称変更
70		Cpo	2	3					木材チップ製造業
		Cpi	1	2.5					69項に統合
71	合板製造業(集成材製造業 を含む。)又はパーティク ルボード製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	合板製造業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
72		Cpo	2	3					パーティクルボード製造業(次 項に掲げるものを除く。)
		Cpi	1	2.5					71項に統合
73		Cpo	2	3					パーティクルボード製造業で湿 式剥皮工程に係るもの
		Cpi	1	2.5					71項に統合
74		Cpo	2	3					床柱製造業
		Cpi	1	2.5					削除
75	木材薬品処理業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
76	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パル プ製造工程に係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除 く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工程 (前行程の未さらしケミグ ランドパルプ製造工程を含 む。)又はさらしセミケミ カルパルプ製造工程(前工 程の未さらしセミケミカル パルプ製造工程を含む。)に 係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしク ラフトパルプ製造工程(前 工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。)に 係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料 とし脱インキ又は漂白を行 うパルプ製造工程(前工程 の離解工程を含む。)に 係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とす るパルプ製造工程に係るもの	C po	2	3	1	2	2	3	
		C pi	1	2.5	1	2	1	2.5	
86	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ、リファイナークラ ンドパルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とす る洋紙製造工程(前工程の グランドパルプ、リファイ ナークランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限 る。)に係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
87	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの(前項に掲 げるものを除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
88	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
89	機械すき和紙製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
90	手すき和紙製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
91	塗工紙製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
92	段ボール製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
93	重包装紙袋製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
94	セロファン製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
95	乾式法による繊維板製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
96	繊維板製造業(前項に掲げ るものを除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又 は紙加工品製造業(76の項 から前項までに掲げるもの を除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
98		C po	2	4.5					新聞業
		C pi	1	3.5					100項に統合
99		C po	2	4.5					出版業
		C pi	1	3.5					100項に統合
100	印刷業(新聞その他の出版 物を印刷するものを含 む。)	C po	2	4.5	2	4	2	4.5	印刷業
		C pi	1	3.5	1	3	1	3.5	統合による名称変更
101	製版業	C po	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
		C pi	1	3.5	1	2	1	3.5	
102	窒素質・りん酸質肥料製造 業	C po	2	50.5	2	26.5	2	26.5	
		C pi	1	50.5	1	26.5	1	26.5	
103	複合肥料製造業	C po	2	50.5	2	30	2	26.5	
		C pi	1	50.5	1	30	1	26.5	
104	化学肥料製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	C po	2	50.5	1	1.5	2	3	
		C pi	1	50.5	1	1.5	1	3	
105	ソーダ工業	C po	2	4	1.5	2.5	2	4	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
106	電炉工業	C po	2	4	2	3	2	3.5	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
107	無機顔料製造業	C po	2	4	1	3	2	4	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
108	無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cpo	2	5	1	2.5	2	5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
108項の備考	りん及びりん化合物製造工 程にあっては	Cpo		40		40		40	
		Cpi		8		8		8	
109	石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工程 に係るもの	Cpo	2	5	1.5	3	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	1.5	1	3.5	
109項の備考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤として 使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	6.5	7.5	6.5	8	
		Cpi	4	8	4	5	4	8	
110	石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るも の	Cpo	2	5	1	1.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
110項の備考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤として 使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	2.5	3.5	6.5	8	
		Cpi	4	8			4	8	
111	石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cpo	2	5	1.5	2.5	2	5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	Cpo	2	5	1	2	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	Cpo	2	5	1	2	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
113項の備考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤として 使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	2.5	3.5	6.5	8	
		Cpi	4	8			4	8	
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項まで に掲げるものを除く。)	Cpo	2	5	1	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
115	脂肪族系中間物製造業	Cpo	2	5	1.5	2.5	2	5	
		Cpi	1	3.5	1	1.5	1	3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものについては	Cpo	6.5	24	4	20	6.5	24	
		Cpi	4	8	2.5	4	4	8	
116	メタン誘導品製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
117	発酵工業	Cpo	2	5	1.5	3	2	4	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
118	コールドール製品製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cpo	2	5	1.5	3.5	2	5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
119項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものについては	Cpo	6.5	24	6.5	24	6.5	24	
		Cpi	4	8	4	5	4	8	
120	プラスチック製造業	Cpo	2	5	1	3	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
121	合成ゴム製造業	Cpo	2	5	1.5	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
122	有機化学工業製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	5	1.5	5	2	5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程については	Cpo		60	2	23		60	
		Cpi							
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
125	合成繊維製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
129	塗料製造業	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
130	印刷インキ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cpo	2	6	1.5	6	2	6	
		Cpi	1	5	1	1.5	1	5	
131項の備考	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては	Cpo	4	8		8	4	8	
		Cpi				2.5			
132	医薬品製剤製造業	Cpo	2	5	1	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
133	生物学的製剤製造業	Cpo	2	5	1	2.5	2	5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3.5	生薬製造業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	日本標準産業分類による名称変更
135	動物用医薬品製造業	Cpo	2	5	2	5	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
136	火薬類製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
137	農薬製造業	Cpo	2	5.5	2	5.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
138	合成香料製造業	Cpo	2	5.5	2	4	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
139	香料製造業(前項に掲げる ものを除く。)	Cpo	2	5.5	2	4	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
140	化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業	Cpo	2	5.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
141		Cpo	2	5.5					にかわ製造業
		Cpi	1	2.5					142に統合
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	Cpo	2	5.5	2	4	2	4	ゼラチン・接着剤製造業(前項 に掲げるものを除く。)
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	統合による名称変更
143	写真感光材料製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製 品製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
145	イオン交換樹脂製造業	Cpo	2	5.5	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
146	化学工業(102の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
147	石油精製業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
148	潤滑油製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
149	コークス製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
150	石油コークス製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
151	自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
152	ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
153	ゴム製品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
154	なめしかわ製造業	Cpo	2	14.5	2	3	2	14.5	
		Cpi	1	14.5	1	1.5	1	14.5	
155	毛皮製造業	Cpo	2	14.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	14.5	1	1.5	1	3	
156	板ガラス製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
157	板ガラス加工業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
158	ガラス製加工素材製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
159	ガラス容器製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
162	ガラス繊維(長繊維に限 る。)・同製品製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
164	ガラス・同製品製造業 (156の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
165	生コンクリート製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
166	コンクリート製品製造業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
167	セメント製品製造業(前二 項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
168	黒鉛電極製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
169	碎石製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
171		Cpo	2	3					模造真珠製造業(ガラス製のも のに限る。)
		Cpi	1	2.5					削除
172	うわ薬製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
173	高炉による製鉄業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	製鋼圧延を行う高炉による製鉄 業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
174		Cpo	2	3					製鋼圧延を行わない高炉による 製鉄業
		Cpi	1	2.5					173に統合
175	フェロアロイ製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
176	高炉によらない製鉄業(前 項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
177		Cpo	2	3					転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業 ----- 178に統合
		Cpi	1	2.5					
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	電気炉(単独電気炉を含む。))による製鋼・製鋼圧延業 ----- 統合による名称変更
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
182	鋼管製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
183	伸鉄業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
184	磨棒鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
185	引抜鋼管製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
186	伸線業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
187	ブリキ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
188	亜鉛鉄板製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
189	めっき鋼管製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
190	めっき鉄鋼線製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
191	表面処理鋼材製造業(187 の項から前項までに掲げる ものを除く。)	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
192	鍛鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
193	鍛工品製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
194	鋳鋼製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項 及び197の項に掲げるもの を除く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
196	鋳鉄管製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
197	可鍛鋳鉄製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
198	鉄粉製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
199	鉄鋼業(173の項から前項 までに掲げるものを除 く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
200	非鉄金属製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
201	電気めっき業	Cpo	2	5.5	1.5	5	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	
201項の備考	りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のに対しては	Cpo	4	8	2.5	8	4	8	
		Cpi		4.5		4.5		4.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	5.5	2	5.5	2	5.5	
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	4	8	2.5	4	4	8	
		Cpi		4.5		2.5		4.5	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	8	50	8	17	8	50	
		Cpi		8.5		6		8.5	
203	一般機械器具製造業	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
204	プリント回路板製造業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	プリント配線基盤製造業
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	名称変更
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	日本標準産業分類による名称変更
205項の備考 (1)		Cpo		8					半導体素子製造工程にあつては
		Cpi							削除
205項の備考 (2)	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	6	8	3	4.5	6	7	
		Cpi		6.5		1.5		6.5	
206	輸送用機械器具製造業	Cpo	2	4	1	4	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	2	1	3.5	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	4	8	1.5	8	4	8	
		Cpi		4.5				4.5	
207	精密機械器具製造業	Cpo	2	4	1.5	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
207項の備考		Cpo	8	9					備考(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては)
		Cpi	1	4.5					削除
208	ガス製造工場	Cpo	2	4.5	2	4.5	2	3.5	
		Cpi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
209	下水道業	Cpo	1	4	1	4	1	4	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては	Cpo		2		2		2	
		Cpi		2		2		2	
209項の備考 (2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限り。)にあつては	Cpo		8		8		8	
		Cpi		8		8		8	
210	空瓶卸売業	Cpo	4	5	4	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1.5	2.5	2	4.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cpo	4	10	4	9	4	10	
		Cpi	2	4.5	1.5	4.5	2	4.5	
213	飲食店	Cpo	4	8	3	5.5	4	8	
		Cpi	2	5	2	4	2	5	
214	旅館	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	
215	リネンサプライ業	Cpo	5	8	2.5	8	5	8	
		Cpi	1	6	1	5	1	6	
216	洗濯業(前項に掲げるもの	Cpo	5	8	2.5	7	5	8	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
216	を除く。)	Cpi	1	6	1	3	1	6	
217		Cpo	4	5					商業写真業
		Cpi	2	4.5					218に統合
218	写真業又は写真現像・焼付 業	Cpo	4	5	4	5	4	5	写真業(前項に掲げるものを除 く。)
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	統合による名称変更
219	自動車整備業	Cpo	4	5	2.5	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
220	病院	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	
221	し尿浄化槽(建築基準法施 行令(昭和25年政令第3 38号)第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理人員が50 1人以上のものに限る。)	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	
221項の備考	第二欄に規定する表又は建 築基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する技術 上の基準を満たす構造のし 尿浄化槽より高度にし尿を 処理することができる方法 によりし尿を処理するもの にあっては	Cpo	1	3	1	3	1	3	
		Cpi		3		3		3	
222	し尿浄化槽(建築基準法施 行令(昭和25年政令第3 38号)第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員が 500人以下201人以上 のものに限るのものに限 る。)	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	5	1	5	1	5	
222項の備考	第二欄の規定する表又は建 築基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する技術 上の基準を満たす構造のし 尿浄化槽より高度にし尿を 処理することができる方法 によりし尿を処理するもの にあっては	Cpo	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
		Cpi		3.5		3.5		3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に 係るものを除く。)	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	
223項の備考	嫌気性硝化法、好気性硝化 法、湿式酸化法又は活性汚 泥法に凝集処理法を加えた 方法より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものに あつては	Cpo		4		4		4	
		Cpi		3		3		3	
224	ごみ処理業	Cpo	4	5	1	2.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	1.5	2	4.5	
225	廃油処理業	Cpo	4	5	1	1.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	1.5	2	4.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に 掲げるものを除く。)	Cpo	4	8	1	3	4	8	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
227	死亡獣畜取扱業	Cpo	4	5	2	4	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
228	と畜場	Cpo	4	10	4	9.5	4	10	
		Cpi	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
229	中央卸売市場	Cpo	4	5	4	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
230	地方卸売市場	Cpo	4	5	2.5	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1.5	4	2	4.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。)	Cpo	4	5	1.5	4.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	3	2	4.5	
232	一の項から前項までに分類 されないもの	Cpo	1	8	1	8	1	8	
		Cpi	1	8	1	8	1	8	

備考

- 1 本表は水質汚濁防止法施行規則第1条の7第3項の環境大臣が定める業種その他の区分及びその区分ごとの範囲に関するものである。
- 2 工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。ただし、本表の範囲においてC値を定めることが適当でないと認められる場合、都府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につき、C値を別に定めることができる。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	

下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要									

3 大阪湾とは、和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。